

静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針の取扱い

について

(平成17年3月8日例規計第8号)

静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針(昭和31年8月1日付け静人委第225号)第8条関係及び第39条関係の取扱いについて下記のとおり定め、平成17年4月1日以後に出発する旅行に関し適用することとしたので通達する。

記

1 旅行の経路及び方法

第8条関係第1項中「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、規定の範囲内で、個々の旅行における交通機関の運行状況、乗換え等の利便性、用務開始・終了時間、用務先までの距離、所要時間、旅行日数、運賃等を総合的に勘案し、当該旅行において職員が利用する経路及び方法により計算するもので、旅行命令権者が合理的と認めた経路及び方法をいう。ただし、赴任に係る旅行については、この限りでない。

2 定期券を利用した場合の鉄道賃等の調整

定期券を利用して旅行した場合においては、次に掲げる事項に留意の上、第39条関係第1項に規定する調整を行うものとする。

なお、具体的な調整の例は、別表のとおりとする。

- (1) 調整は、職員が実際に定期券を利用して旅行した場合に行うものであること。したがって、定期券額による通勤手当の認定を受けていること又は定期券を保持していることをもって調整するものではないこと。
- (2) プリペイドカード及び回数券は、「定期券」には含まれないこと。
- (3) バス定期券を利用した場合は、その間の車賃は支給しないこと。
- (4) 赴任に係る旅行については、調整は行わないこと。

3 職員が航空機を利用して内国旅行をする場合において、航空賃と宿泊料が一体となり、それぞれの金額の内訳が明らかでない旅行券等を利用したときの航空賃及び宿泊料の額

現に要した額を支給するとともに、旅行券等の額に朝夕2食分の食料が含まれていない場合については、朝食代として900円、夕食代として1,700円をそれぞれ加算するものとする。ただし、その額は、静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年県条例第48号)に規定する航空賃(規定の運賃のうち最低の運賃)と宿泊料とを合計した額を限度とする。

別表（2 関係）

定期券を利用した場合の鉄道賃等の調整例

在来線利用者

（勤務先） （自宅）

藤枝 静岡

定期利用区間 ←————→ （用務先）

（在来線定期） 沼津

旅行区間 ←————→

旅行：藤枝～沼津

調整後

静岡～沼津の運賃

定期券区間以外の区間の運賃を支給

新幹線定期で新幹線50km以上100km未満利用

（勤務先） （自宅）

静岡 三島

定期利用区間 ←————→ （用務先）

（新幹線定期） 熱海

旅行区間 ←————→

旅行：静岡～熱海

運賃 + 自由席特急料金 75.6km

調整後

三島～熱海の運賃 +

三島～熱海間の自由席特急料金

定期券区間以外の区間の運賃及び自由席特急料金を支給

在来定期で新幹線100km以上利用

（勤務先） （自宅）

静岡 沼津

定期利用区間 ←————→

（在来線定期）

新幹線区間：静岡～新富士 （用務先）

東京

旅行区間 ←————→

旅行：静岡～東京

運賃 + 自由席又は指定席特急料金

180.2km

調整後

【自由席利用の場合】

新富士～東京の運賃

静岡～東京の自由席特急料金

新幹線区間以外の区間の運賃及び自由席特急料金を支給

【指定席利用の場合】

定期券利用不可のため調整なし

バス利用

（勤務先） （自宅）

警察本部 古庄

定期利用区間 ←————→ （用務先）

（バス定期） 清水分庁舎

旅行区間 ←————→

旅行：県庁静岡総合事務所～吉川

調整後

古庄～吉川のバス運賃

定期券区間以外の区間の運賃を支給